様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年　3月　31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃねくすてっぷ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ネクステップ  （ふりがな）まさご　つよし  （法人の場合）代表者の氏名 真砂　剛  住所　〒811-1213  福岡県那珂川市中原3丁目130番地  法人番号　1290001018037  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略中期計画 | | 公表日 | 2025年　3月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://corp.next-step.co.jp/img/株式会社ネクステップ\_DX戦略企画\_OP2.pdf  記載ページ：P.2「弊社を取り巻く課題とデジタル社会の影響」、P.3「デジタル化社会が弊社に与える影響」、P.4「パーパス・ミッション・ビジョン」、P.5「DX実現に向けた経営ビジョン」、P.6「目指すビジネスモデル」 | | 記載内容抜粋 | 【不動産業界を取り巻く環境とデジタル化の影響】  ●住宅に対するニーズ変化や法規制の強化  ●人口減少に伴う住宅需要減少  ●不動産取引のオンライン化に伴うセキュリティリスクが増大  ●AI活用などデジタル技術やデータ活用のIT導入コストの負担  【DX推進に向けた経営ビジョン】  ●ネクステップグループ全社員、お客様、協力業者様、地域社会の皆様の物心両面における豊かさと幸せを追求するために、システム化によるサービス向上を推進し、オーナー様や入居者様、賃貸・売買のお客様への提供価値向上に取り組みます。  【ビジネスモデルの方向性】  アンゾフの成長マトリックスを活用して定義。「市場浸透戦略」、「新商品開発戦略」、「新市場開拓戦略」、「多角化戦略」の4領域でていぎしています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である代表取締役において承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略中期計画 | | 公表日 | 2025年　3月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://corp.next-step.co.jp/img/株式会社ネクステップ\_DX戦略企画\_OP2.pdf  記載ページ：P.7「経営戦略と情報システム戦略」、P.8「新情報システム体系」、P.9「情報戦略①デジタライゼーションによるCX（顧客体験）の向上」、P.10「情報戦略②データ利活用による営業活動強化」 | | 記載内容抜粋 | 【データとデジタル技術を活用する戦略】  ●デジタルデータや顧客情報を一元管理していく  ●kintoneを活用し業務の効率化を推進  ●RPA活用による業務の自動化を推進  ●従業員のITリテラシーの向上  【データ活用の具体的方策】  ●クラウドツールやデジタルツールを活用する。  　電子契約システム、入居者アプリ、月極駐車場管理システム、オーナーアプリの導入によるCXの向上を図り、売上増に繋げる。  ●事業毎に独立しているデータを一元化し、データドリブンな経営を目指す。  ●顧客情報の一元化によりこれまでアプローチできていなかった顧客に対して営業活動が行えるシステムを構築する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である代表取締役において承認。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX戦略中期計画  https://corp.next-step.co.jp/img/株式会社ネクステップ\_DX戦略企画\_OP2.pdf  P.13「DX戦略推進体制図」、P.11「DX実現に向けた戦略マップ」 | | 記載内容抜粋 | 【DX推進体制】  ●社長がDXプロジェクトを承認する事によって、チームが発足します。  ●専務をDX推進責任者とし、DX推進を統括する。  ●情報システム室をDX推進リーダーとして、各部署を横断してDXの推進を行う。  ●DXの方針については、リーダー会議にて議論や合意形成を図る。  ●外部協力企業と連携し、システム開発や運用の改善に取り組む。  【人材育成】  ●社員に対して研修補助制度を提供し、AI活用や専門知識の向上などを図る。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DX戦略中期計画  https://corp.next-step.co.jp/img/株式会社ネクステップ\_DX戦略企画\_OP2.pdf  P.7「経営戦略と情報システム戦略」、P.8「新情報システム体系」 | | 記載内容抜粋 | 【情報システム方針】  ●顧客情報やニーズ、市場データを蓄積し、これらを活用することで顧客体験（CX)を向上する  ●従業員のITリテラシーの向上  ●情報セキュリティ対策の充実  上記を踏まえた新システムの構築イメージをP8に公表しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX戦略中期計画 | | 公表日 | 2025年　3月　29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://corp.next-step.co.jp/img/株式会社ネクステップ\_DX戦略企画\_OP2.pdf  記載ページ：P.12「DX実現に向けた目標指数」 | | 記載内容抜粋 | ■財務の視点  　営業利益、管理戸数  ■顧客の視点  　新規見込オーナー数（オーナー）、新規オーナー商談件数、収益物件売買棟数、賃貸成約件数  ■業務プロセス視点  　セミナー開催件数、入居者アプリを介した反響獲得件数  ■学習・成長の視点  　業務改善事例、利用業務アプリ数、研修補助利用件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　3月　29日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://corp.next-step.co.jp/img/株式会社ネクステップ\_DX戦略企画\_OP2.pdf  記載ページ：P.1 | | 発信内容 | デジタル化が進む不動産業界に対して、自社も経営理念を達成するために経営者のメッセージを発信しています。   1. 中期経営計画の中核の一つにDXへの取り組みを明記 2. デジタルデータやAIの活用 3. 人材の育成   に取り組み、既存事業を強化し、新サービスや新事業に取り組める企業を目指す。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025/1/6 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断をIPAに登録済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024/12/23 | | 実施内容 | Security Action 二つ星を宣言済み  弊社ホームページ掲載中：https://corp.next-step.co.jp/archives/news/%e6%83%85%e5%a0%b1%e3%82%bb%e3%82%ad%e3%83%a5%e3%83%aa%e3%83%86%e3%82%a3%e5%9f%ba%e6%9c%ac%e6%96%b9%e9%87%9d |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。